

- ② 賞与の金額554,000円から社会保険料75,045円を控除した残額478,955円に2%を乗じた金額9,579円(478,955円×2%、1円未満の端数は切り捨てます。)が、その賞与から源泉徴収する税額です。

(賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表)

賞 与 の に べ 金 額 づ べ き 率								
	扶 養 親							
	0	人	1	人	2	人	3	
	前 月 の 社 会 保 険 料							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0 %	千円 68	千円未満	千円 94	千円未満	千円 133	千円未満	千円 133	千円未満
2	68	79	94	243	133	269	269	312
4	79	252	243	282	269	312	312	369
6	252	300	282	338	312	369	369	393
8	300	334	338	365	369	393	393	

「扶養親族等の
数2人」の欄

賞与の金額に
乗すべき率

前月の社会保険料等控除後
の給与等の金額 200,820円
が含まれる行

VII 年末調整

年末調整とは、給与等の支払者がその年最後に給与等の支払をする際、給与等の支払を受ける各人ごとに、それまでその年中に給与等を支払う都度、源泉徴収をした所得税の合計額と、その年中の給与等の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。したがって、この年末調整は、給与等の支払を受ける大部分の人にとって確定申告に代わる役目を果たす重要な手続であるといえます。

1 年末調整を行う時期

年末調整は、原則として、その年最後に給与等の支払をする際に行います（所法190）が、年の中途中で死亡退職した人や海外の支店への転勤により非居住者となった人などについては、その退職の時又は非居住者となった時に年末調整を行います（基通190-1）。

2 年末調整の対象とならない人

次に掲げるような人に支払う給与等は、年末調整の対象になりません。

- (1) 国内に住所も1年以上の居所も有していない人（非居住者）
- (2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（税額表の乙欄又は丙欄の適用者）
- (3) その年中に支払を受ける給与等の収入金額が2,000万円を超える人
- (4) 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定によりその年中の給与等に対する源泉所得税につき徴収猶予や還付を受けた人
- (5) 年の中途中で退職（死亡退職などを除きます。）した人

3 年末調整の対象となる給与等

年末調整の対象となる給与等は、その年1月1日から12月31日までの間に支払うことが確定した給与等です。したがって、実際にその給与等を支払ったかどうかに関係なく、その年中に支払うことが確定している給与等は、たとえ未払であっても、その年中の給与等を含めて年末調整を行うことになります。

4 年末調整の手順

年末調整の手順については、毎年、年末調整を行う時期に税務署から配布する説明書（「年末調整のしかた」）を参照してください。

VIII 源泉徴収をした所得税の納付

源泉徴収をした所得税は、e-Tax（イータックス）を利用して納付するか又は「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」を添えて、納付期限（2ページ参照）までに最寄りの金融機関又は所轄の税務署で納付します（所法183①）。

また、納付する税額がない場合であっても、この所得税徴収高計算書（納付書）は所轄の税務署にe-Taxを利用するか又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】でご確認ください。

（注）1 法人の法人税法第2条第15号に規定する役員^(*)に対する賞与について支払の確定した日から1年を経過した日までに支払がなされない場合には、その1年を経過した日に支払があったものとみなして、その未払賞与についての所得税の源泉徴収をすることになっています（所法183②）。

（*）「役員」とは、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の人で法人の経営に従事している人のうち一定の人をいいます。

2 「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）」の記載例は、30ページを参照してください。

IX 給与等の支払明細書の交付

国内において給与等の支払をする者は、支払の際に、給与等の金額、源泉徴収税額など必要な事項を記載した支払明細書をその支払を受ける人に交付しなければならないことになっています（所法231①、所規100①）。

（注）1 給与等の支払をする者は、給与等の支払を受ける人の承諾^(*)を得て、書面による給与等の支払明細書（以下「支払明細書」といいます。）の交付に代えて、支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとされています。この提供により、給与等の支払をする者は、支払明細書を交付したものとみなされます（所法231②③、所令356）。

ただし、給与等の支払を受ける人の請求があるときは、給与等の支払をする者は書面により支払明細書を交付する必要があります。

（*）給与等の支払をする者は、あらかじめ、その給与等の支払を受ける人に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によって承諾を得る必要があります。

2 給与等の支払を受ける人に支払明細書を交付しなかったり、偽りの記載をして交付（電磁的方法により提供）したりした者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされています（所法242①七）。

参考 源泉徴収関係書類の電子提出

給与等の支払をする者が、受給者から次の申告書に記載すべき事項に関し電磁的提供を受けるための必要な措置を講じる等の一定の要件を満たしていることについて所轄税務署長の承認を受けている場合^(注1)には、その受給者は、書面による申告書の提出に代えて、電磁的方法により申告書に記載すべき事項の提供を行うことができることとされています^{(注2)(注3)}（所法198、203、203の5、所令319の2、319の4、319の11、所規76の2、77、77の3）。

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書
- 2 従たる給与についての扶養控除等申告書
- 3 給与所得者の配偶者特別控除申告書
- 4 給与所得者の保険料控除申告書
- 5 退職所得の受給に関する申告書
- 6 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

（注）1 承認を受けるための申請書の提出をした日の属する月の翌月末日までにその承認又は不承認の決定がなかったときは、その提出日の翌月末日において承認があったものとみなされます。

2 これらの申告書に記載すべき事項の電磁的提供に当たっては、①給与等の支払をする者が発行した個々の受給者の識別ができるID及びパスワード又は②受給者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書をもって、これらの申告書にすべき本人の署名・押印に代えることができます。

3 申告書に添付すべき証明書類については、従前どおり書面による提出又は提示が必要となります。